

衆議院議員奥野総一郎君提出東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問に対する答弁

書

一及び二について

令和二年二月七日以前において、お尋ねの「例」については把握していない。

三から六までについて

黒川弘務検事長の勤務期間の延長は、検察庁における業務遂行上の必要性に基づくものであるところ、検察官も一般職の国家公務員であるから、一般職の国家公務員に適用される国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の三第一項の規定により、任命権者である内閣において閣議決定して行つたものである。

七について

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条第一項に定める資格を有し、かつ、国家公務員法第三十八条及び検察庁法第二十条に定める欠格事由に該当しない日本国籍を有する者については、年齢が六十五年に達していない限り、検事総長に任命することは可能である。

令和二年二月五日提出
質問第三十六号

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

黒川弘務東京高検検事長（六十一歳）の定年が、半年間延長された旨報道されているが、本件に関し以下の通り質問する。

一 検察庁法第二十二条は、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する」とし、検事総長及び検察官の定年を定めている。検事総長及び検察官がこの定年を超えて勤務（以下「検察官の定年延長」という。）した例はあるのか。

二 検察官の定年延長の例があるのであれば、法令上の根拠規定は何だったか。

三 検察官の定年延長の例がこれまで無かつたのであれば、今回、黒川弘務東京高検検事長の定年を延長したのはなぜか。またその法令上の根拠規定を示されたい。

四 国家公務員法第八十一条の三第一項は、「同項の規定にかかわらず」とある通り国家公務員の定年による退職を定めた同法第八十一条の二第一項の特例を定めたものであり、検察庁法第二十二条の特例を定めたものではないと解釈されるが、政府の見解を示されたい。

五 黒川弘務東京高検検事長の定年延長は、検察庁法違反ではないか、政府の見解を示されたい。

六 黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定により行つた理由について示されたい。

七 今回の閣議決定により定年延長された黒川弘務東京高検検事長を検事総長に任命することは、検察庁法

第二十二条上、可能か。

右質問する。

本質問主意書の処理

衆 36 奥野 総一郎 議員

確定版

2月12日(水)	正式転送
月14日(金)	内閣官房内閣総務官室へ
答弁	閣議資料等を提出
	閣議に付議
	(閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

36

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に關する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和二年一月五日

提出者

奥野

総

一郎



衆議院議長 大島 理森 殿

16:10

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

黒川弘務東京高検検事長（六十一歳）の定年が、半年間延長された旨報道されているが、本件に関する質問です。

- 一 検察庁法第一「十」一条は、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十二年に達した時に遇する」とし、検事総長及び検察官の定年を定めている。検事総長及び検察官がこの定年を超えて勤務（以下「検察官の定年延長」という。）した例はあるのか。
- 二 検察官の定年延長の例があるのであれば、法令上の根拠規定は何だったか。
- 三 検察官の定年延長の例がこれまで無かったのであれば、今回、黒川弘務東京高検検事長の定年を延長したのはなぜか。またその法令上の根拠規定を示されたい。
- 四 國家公務員法第八十一条の二第一項は、「同項の規定にかかるが、」とある通り國家公務員の定年による退職を定めた同法第八十一条の二第一項の特例を定めたものであり、検察庁法第一「十一」条の特例を定めたものではないと解釈されるが、政府の見解を示されたい。
- 五 黒川弘務東京高検検事長の定年延長は、検察庁法違反ではないか、政府の見解を示されたい。

六 黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定により行つた理由について示されたい。

七 今回の閣議決定により定年延長された黒川弘務東京高検検事長を検事総長に任命することは、検察庁法
第一十二条上、可能か。

右質問する。



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

■ 本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

■ トップページ ■ サイトマップ ■ 業務支障情報 ■ ENGLISH ■ 検索

トップページ > 広報・報道・大臣会見 > 大臣会見等 > 記者会見要旨 > 令和2年 記者会見要旨 > 法務大臣閣議後記者会見の概要

法務大臣閣議後記者会見の概要

令和2年1月31日(金)

今朝の閣議において、法務省案件として、人事案件が1件、主意書に対する答弁書が5件ありました。統いて、私から1件報告がございます。

「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」における主要施策の工程表改訂についてです。

本日、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」が持ち回りで開催され、関係省庁の取組状況を踏まえ、この問題についての主要施策の工程表が改訂されました。

法制審議会民法・不動産登記法部会においては、昨年12月に中間試案が取りまとめられ、本月10日から2か月間のパブリックコメントの手続を行っていますが、工程表では、その結果を踏まえて法制化に向けた検討を進め、本年中に、民事基本法を見直す法案を提出することとされています。

所有者不明土地等への対策を推進するに当たり、法務省の役割は極めて重要です。法務省としては、この問題の解決に向け、関係省庁と連携しながら、更なるスピード感をもって対策を推進してまいります。

東京高検検事長の人事に関する質疑について

【記者】
本日、東京高検検事長黒川弘務氏の任期の延長が閣議で決定されました。8月7日までということで、2月7日付けの人事ですが、あまり例のないことだと思います。任期延長の理由は何か教えてもらえますか。

【大臣】
黒川検事長は、令和2年2月7日限りで定年に達するところでございますが、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したものです。

ゴーン被告人に対して逮捕状を取得したことに関する質疑について

【記者】
昨日、カルロス・ゴーン被告人が保釈中に不正に出国してレバノンに逃亡したとして、東京地検が、出入国管理及び難民認定法違反の容疑で逮捕状を取りました。また、ゴーン被告人の出国を手助けしたとして、外国籍の男ら3人についても、犯人隠避などの疑いで逮捕状を取りました。レバノンに滞在しているゴーン被告人については、実際に逮捕できるかは不透明な状況にあるかと思いますが、こういう形で不法出国が明らかになった今、この問題に対する大臣の所感と今後の対応についてお伺いいたします。

【大臣】
御指摘のとおり、それぞれ逮捕状を取得したものと承知しておりますが、現在捜査中の個別事件については、法務大臣として所感を述べることは差し控えさせていただきたいと思います。

法務省としては、引き続き、関係国、関係機関、国際機関等と連携して、できる限りの措置を講じてまいりたいと思います。

(以上)

広報・報道・大臣会見メニュー

- 大臣会見等
 - 記者会見要旨
 - 則示・挨拶
 - 説話・コメント
- プレスリリース
- 法務省ソーシャルメディア
公式アカウント
- パンフレット・リーフレット・
ポスター
- 法務省だよりあかれんが
- 作品・写真等
- 主な法務省主催イベント
- もっと知りたい！法務省動画

その他のメニュー

- 大臣・副大臣・政務官
- 法務省の概要
- 所管法令等
- 資格・採用情報
- 政策・施策
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 雀議・審議会等
- 白書・統計・研究
- 予算・決算
- 政府調査情報
- 情報公開・公文書管理・個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- ご意見・ご提案
- 相談窓口
- その他

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話:03-3580-4111(代表)
法人番号1000012030001

アクセス | 法務省パンフレット | プライバシーポリシー | ご利用にあたって | 政府関連リンク
Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

衆36 奥野総一郎君 参考資料

参考条文

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号） | 1 |
| 2. 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄） | 12 |

○検察庁法

(昭和二十二年四月十六日)
(法律第六十一号)

第一次吉田内閣

改正 昭和二二年一二月一七日法律第一九五号

同 一三年五月一日同 第三一号

同 一三年一二月二一日同 第二六〇号

同 一四年五月三一日同 第一三八号

同 一五年四月一四日同 第九六号

同 一七年七月三一日同 第二六八号

同 一六年六月二日同 第一一一号

同 一四年五月一六日同 第三三号

同 一六年一二月三一日同 第一三〇号

同 一五年六月二三日同 第八二号

同 一八年一二月二日同 第七八号

平成一年七月一六日同 第一〇二号

同 一一年一二月二二日同 第一六〇号

同 一六年三月三一日同 第八号

同 一七年七月一五日同 第八三号

朕は、帝国議会の協賛を経た検察庁法を裁可し、これにこれを公布せしめる。

検察庁法

第一条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

② 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

② 地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。

③ 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。

④ 法務大臣は、必要と認めるときは、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。

(昭二二法一九五・昭二三法二六〇・昭二七法二六八・一部
改正)

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求める、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第五条 檢察官は、いづれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定ある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第六条 檢察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 檢察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七条 檢事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第八条 檢事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

② 檢事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検

察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が一人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つ、その庁の職員を指揮監督する。

第十二条 檢事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第七条第一項、第八条又は第九条第二項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第十三条 檢事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の検察官が、法務大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

② 区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

（昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正）

第十四条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

（昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正）

第十五条 檢事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免

は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② 檢事は、一級又は二級とし、副檢事は、二級とする。

（昭二四法一三八・一部改正）

第十六条 檢事長、檢事及び副檢事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副檢事は、区検察庁の檢察官の職のみにこれを補するものとする。

（昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正）

第十七条 法務大臣は、高等檢察庁又は地方檢察庁の檢事の中から、高等檢察庁又は地方檢察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

（昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正）

第十八条 二級の檢察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれをを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者

② 副檢事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該

当する者で政令で定める審議会等（國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

③ 三年以上副檢事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の檢事に任命及び叙級することができる。

（昭二四法一三八・昭五八法七八・平一一法一六〇・平一七

法八三・一部改正）

第十九条 一級の檢察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の檢事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士の職に在つた者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者

② 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上二級官吏の職に在つた者

③ 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

① 前条第三項の規定により檢事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の

資格を有する者とみなす。

(昭二二法一九五・昭二三法二六〇・昭二四法一三八・昭二五法九六・昭二七法二六八・平一六法八・一部改正)

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者除外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弹劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二十一条 檢察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三条 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由によりその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

② 檢察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

一 すべての検察官について三年ごとに定期審査を行う場合

二 法務大臣の請求により各検察官について隨時審査を行う場合

三 職権で各検察官について隨時審査を行う場合

③ 檢察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率そ

の他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

④ 檢察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十人の委員をもつてこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑤ 檢察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。

⑥ 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

⑧ 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

(昭二三法三一・全改、昭二四法一三八・昭二七法二六八・昭五八法七八・平一一法一〇二・一部改正)

第二十四条 檢事長、檢事又は副檢事が檢察庁の廃止その他の事由に因り剩員となつたときは、法務大臣は、その檢事長、檢事又は副檢事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

(昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正)

第二十五条 檢察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第二十六条 最高檢察庁に檢事總長秘書官を置く。

② 檢事總長秘書官は、二級とする。

③ 檢事總長秘書官は、檢事總長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第二十七条 檢察庁に檢察事務官を置く。

② 檢察事務官は、二級又は三級とする。

③ 檢察事務官は、上官の命を受けて檢察庁の事務を掌り、又、檢察官を補佐し、又はその指揮を受けて搜査を行う。

第二十八条 檢察庁に檢察技官を置く。

② 檢察技官は、二級又は三級とする。

③ 檢察技官は、檢察官の指揮を受けて技術を掌る。

第二十九条及び第三十条 削除

(昭四四法三三)

第三十一条 檢察庁の職員は、他の檢察庁の職員と各自の取り扱るべき事務について互に必要な補助をする。

第三十二条 檢察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

(昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正)

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)附則第十三条の規定により、檢察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

(昭二四法一三八・追加)

附 則

第三十三条 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

(施行の日) 昭和二年五月三日

第三十四条 この法律施行前、従前の檢事總長又は大審院檢事のした事件の受理その他の行為は、これを檢事總長又は最高檢察庁の檢事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の檢事長、控訴院檢事、従前の檢事正又は地方裁判所檢事若しくは区裁判所檢事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める檢事長、高等檢察庁の檢事、檢事正又は地方檢察庁の檢事のした事件の受理その他の行為とみなす。

第三十五条 この法律施行前、従前の檢事總長又は大審院檢事にててされた事件の送致その他の行為は、これを檢事總長又は最高檢察庁の檢事にててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の檢事長、控訴院檢事、従前の檢事正又は地方裁判所檢事若しくは区裁判所檢事にててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める檢事長、高等檢察庁の檢事、檢事正又は地方檢察庁の檢事のこれをそれぞれ政令で定める檢事長、高等檢察庁の檢事、檢事正

又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を

取り扱わせることができる。

(昭二二法一九五・昭二七法二六八・一部改正)

第三十七条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第八条及び第十九条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

② この法律施行前弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習の修習を終えたものとみなす。

③ 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十年律令第七号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第十八条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、そ

の三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習の修習を終えたものとみなす。

(昭二四法一三八・一部改正)

第三十八条 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省參事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院檢察官、台湾総督府法院判官、関東法院檢察官、関東法院判官、南洋庁檢事若しくは南洋庁判事の在職は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

(昭二三法一六〇・一部改正)

第三十九条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下「沖縄法令」という。）の規定による検察官、裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）は、

第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

(昭四六法一三〇・追加)

第三十九条 第十八条第二項第二号中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九条第一項第四号中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

第三十九条の二 沖縄法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務員の職にあつた者とみなす。

(昭四六法一三〇・追加)

第四十条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、検事に任せられ、二級に叙せられ、且つ、そ

れぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せられたものとする。

第四十一条 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける号俸を以て検察事務官に任せられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。

第四十二条 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官」に改める。

附 則 (昭和二二年一二月一七日法律第一九五号)

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

第十八条 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条及び第四十四条並びに検察庁法第十九条の規定の適用については、夫々法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職とみなす。

附 則 (昭和二三年五月一日法律第三一号) 抄

① この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二三年一二月二一日法律第一六〇号) 抄

第十四条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方

裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、検事に任せられ、二級に叙せられ、且つ、そ

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月三一日法律第一三八号)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 従前の第十八条第二項第一号又は第十九条第一項第五号の規定に該当した者については、なお従前の例による。

3 この法律施行前における法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職は、第十九条の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

附 則 (昭和二十五年四月一四日法律第九六号) 抄

1 この法律のうち、裁判所法第六十一条の二、第六十一条の三及び第六十五条の改正規定、検察審査会法第六条第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において進用する場合を含む。)及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職どみなす。

(昭五三法八二・一部改正)

附 則 (昭和三六年六月二日法律第一二一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
(行政機関職員定員法の廃止)

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)は、廃止する。
(常勤の職員に対する暫定措置)

3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

(未帰還職員)

11 未帰還職員に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和四四年五月一六日法律第三三三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四六年一二月三一日法律第一三〇号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日)昭和四七年五月一五日)

附 則（昭和五十三年六月二三日法律第八二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要な経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができることとなる。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成一三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、

第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省厅等改革関係法施行法（平成一法律一六〇）抄
(処分、申請等に関する経過措置)

第三百一条 中央省厅等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手續がされていなものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされて

いなものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二十二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第千三百二十六条 改革関係法等の施行前における従前の法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条並びに検察庁法第十九条の規定の適用については、それぞれ、改革関係法等の施行後における法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十七条から第七十六条まで及び第千三百一十二条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措

置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十二年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則（平成一六年三月三一日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一及び二 略

三 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八条

(平三〇法三三・一部改正)

附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第一百九十五条第六項の改正規定並びに第一百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三年政令第一号で平成三年四月一日から施行)

○國家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日)

(法律第一百二十一号)

昭和三年二月一七日法律第一九五号

同三年二月三日同第三三號

同二三二二二二四同第二五八號

卷二十三

卷之三

卷之三

同上
卷之三
第十三

同二四年六月一日同第一七四号

同二五年三月三日同第十四九号

同二五年四月三日同第九五号

同二六年三月三〇日同第五九号

同二六年一二月二日同第三三四号

同二七年三月三日同第四号

同二七革四用二六由同第九七号

同二五年六月一〇四同 第一三四號

同二三不經二日同第二

卷之三

目次

同上卷 十月三日同 第二三八号

同二七年七月三日同第二六五号

(國家公務員法)

法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方を指定した場合は、この限りではない。

(昭二三法二二二・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職（第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

(昭二三法二二二・平一九法一〇八・平二六法二三・一部改正)

第三十七条 削除

(平一九法一〇八)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない

者

三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第一百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二三法二二二・平一一法一五一・平一九法一〇八・令元法三七・一部改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

- 一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
- 二 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止
- 三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれらのことの推薦

(平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、

三 当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

(平二六法二二・追加)

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

(昭二三法二二二・一部改正)

(休職の効果)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第一号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係

属する間とする。

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(昭二三法二二二・平一九法一〇八・一部改正)

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るもの）を除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は、適用しない。

一 臨時の職員

二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

(昭二三法二二二・昭三七法一六一・昭五六法七七・平一九

法一〇八・平二六法六九・一部改正)

第二目 定年

(昭五六法七七・追加)

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の二月二十

一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる

職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ 前二項の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

（昭五六法七七・追加）

（定年による退職の特例）

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理

由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

（昭五六法七七・追加）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

(平一一法八三・全改、平二六法二三・一部改正)

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定

年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(平一一法八三・追加)

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正

な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関する必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

(昭五六法七七・追加、平一一法八三・旧第八十一条の五繰下)

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書
(衆質問第36号: 奥野総一郎君) に関する参考資料

目 次

【問一及び二】	1
・「〇〇(元号)〇年〇月〇日以前において」の例	2
・「お尋ねの「〇」については把握していない」の例	2
【問三から六まで】	3
・「〇〇〇〇(氏名)検事長」の例	4
・「勤務期間の延長」の例	4
・「業務遂行上」の例	4
・「必要性に基づく」の例	5
・「であるから」の例	5
・「一般職の国家公務員に適用される」の例	5
・「第〇項の規定により」の例	5
・「任命権者である〇〇において」の例	6
【問七】	7
・「〇〇を有し、かつ、」の例	8
・「第〇項に定める」の例	8
・「欠格事由」の例	8
・「日本国籍を有する者」の例	9
・「いない限り」の例	9
・「することは可能である」の例	9

【問一及び二】

用例（問一及び二関連）

- ・「〇〇（元号）〇年〇月〇日以前において」の例

○衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する質問に対する答弁書（平成21年1月4日）

四の1について

お尋ねの職員の事例については、平成二十年十二月三十日以前においては、府省庁によるあっせんが規制されていない状況であったこともあり、府省庁によるあっせんの有無を把握していないため、「天下り」に該当するか否かについてお答えすることは困難である。

- ・「お尋ねの「〇」については把握していない」の例

○衆議院議員柿沢未途君提出災害拠点病院等における災害時の長期停電対策に関する質問に対する答弁書（平成31年2月26日）

三について

お尋ねの「事例」については把握していない。

【問三から六まで】

用例（問三から六まで関連）

・「○○○○（氏名）検事長」の例

○衆議院議員浅野貴博君提出懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問に対する答弁書（平成24年6月29日）

一の①及び③、二の①及び⑥、三の①及び⑥並びに四の①及び⑥について

お尋ねの検察官の行為の中には、刑法（明治四十年法律第四十五号）などの法令に違反するものが含まれているところ、このうち、前田恒彦検事は、平成二十一年七月に、公判の紛糾及び上司からの叱責を避けるため、公判係属中の事件の証拠であるフロッピーディスクに記録された文書データを変造したものであり、この行為は、刑法第百四条の証拠隠滅罪に該当し、大坪弘道検事及び佐賀元明検事は、平成二十二年二月に、前田恒彦検事が証拠隠滅の罪を犯したことを知りながら、これを知った他の検事に他言を禁じ、前田恒彦検事に対し、当該データの改変は過誤によるものとして説明するよう指示するなどした上、当該データが過誤によって改変された可能性はあるが改変の有無を確定できず、改変されていたとしても過誤にすぎない旨事実をすり替えて捜査を行わず、また、次席検事及び検事正に対しても、虚偽の報告をし、検事正らをして、捜査は不要と誤信されることにより、証拠隠滅罪の犯人である前田恒彦検事を隠避させたものであり、この行為は、同法第百三条の犯人隠避罪に該当し、また、三浦正晴検事長については、前田恒彦検事による前記証拠隠滅の事実につき、同検事に対する指導監督が不適正であったものであるが、これら四名以外の行為については、法務省として、職員に対する懲戒処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、お尋ねの「詳しい経緯」を明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることなどから、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの「処分が決定した時期」については、その意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

・「勤務期間の延長」の例

○参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する再質問に対する答弁書（平成29年6月27日）

三について

お尋ねの「自衛隊の統合幕僚長の適格者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、河野克俊統合幕僚長の勤務期間の延長については、先の答弁書（平成二十九年六月十三日内閣参質一九三第一一九号）においてお答えしたとおりである。

・「業務遂行上の」の例

○衆議院議員河村たかし君提出整理回収機構の債権回収業務に関する質問に対する答弁書（平成18年12月15日）

十一及び十二について

RCCにおいては、債権の買取価格は業務遂行上の重要な情報であり、これを開示することは債権を譲渡した金融機関及びRCCの正当な利益を害するおそれがあるため、

その開示をしていないと承知している。

・「必要性に基づく（く）」の例

○衆議院議員長妻昭君提出交際費に関する質問に対する答弁書（平成20年10月3日）
一から三までについて

御指摘の件についての事実関係は、確認していない。一般的に、交際費は、企業経営上の必要性に基づき、会社の判断と責任において個別に支出されるものと認識しているが、政府としては、必要に応じて、適切に対応してまいりたい。

・「であるから」の例

○衆議院議員山井和則君提出政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者の受入れ人数等に関する質問に対する答弁書（平成30年11月27日）
三及び四について

「特定技能第二号」への在留資格の変更の許可をするか否か、また、永住許可をするか否かについては、個別の事案ごとの判断であるから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

・「一般職の国家公務員に適用される」の例

○衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問に対する答弁書（平成17年6月20日）
二から四までについて

介護保険制度においては、一般に、事業者と利用者の間に契約が存在していること及び当該契約が有効であることを前提に、保険者は保険給付を行っているが、裁判所の判断等により当該契約が存在せず、又は無効であることが明らかになった場合は、個々の場合の状況を踏まえながら、保険給付を行うかどうかを判断することとなる。

国会法第七十五条第二項に規定する質問主意書に対しては、当該質問に則して答弁をしているところであるが、先の答弁書（平成十七年四月十二日内閣衆質一六二第四四号）においても、質問に則して、保険給付が行われる法的根拠をお答えしたものであり、同項に違反するものではない。

国家公務員法は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、厚生労働大臣には適用されないが、同法が適用される厚生労働事務次官についても、同法第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと考えている。

・「第〇項の規定により」の例

○衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書（平成30年11月30日）
一について

お尋ねについては、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十二条第一項の規定により、急傾斜地崩壊防止工事（以下「工事」という。）のうち急傾斜地の所

有者等が施行することが困難又は不適当と認められる等の要件を満たすものについては都道府県が施行するものとされ、急傾斜地に崩壊が生じる等した場合に都道府県が施行する工事に対し国が補助を行うなど、同法に基づく必要な措置等を講じているところである。

・「任命権者である○○において」の例

○参議院議員尾辻かな子君提出性同一性障害等の性的マイノリティに対する偏見や差別を助長しかねない教員採用試験における適性検査の実態とその改善等に関する質問に対する答弁書（平成25年7月2日）

三について

教員の採用選考において具体的にどのような適性検査を実施するのかについては、教員の任命権者である教育委員会等において適切に判断されるべきものであると考えております、政府としては、お答えを差し控えたい。また、お尋ねの教育委員会が教員の採用選考に係る適性検査において「MMPI」を用いていない理由については、把握していない。

【問七】

用例（問七関連）

・「〇〇を有し、かつ、」の例

○衆議院議員階猛君提出法曹養成制度改革に関する質問に対する答弁書（平成30年1月16日）

一の3について

政府としては、新たに養成し、輩出される法曹の質の確保を考慮しつつ、より多くの質の高い法曹が社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指す観点から、推進会議決定に基づき、関係省庁のほか関係機関・団体が参加する「法曹養成制度改革連絡協議会」等を通じて、法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、輩出される法曹の質の点も含め、検証を行っているところである。

・「第〇項に定める」の例

○参議院議員山本太郎君提出不登校施策の現状に関する質問主意書に対する答弁書の不明確な部分等に関する質問に対する答弁書（平成28年8月15日）

十一の6及び7について

御指摘の「親の教育義務の一環」、「教育義務の行使」及び「憲法、条約及びその他の法に基づく親や保護者の教育権」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、日本国憲法第二十六条第二項及び教育基本法第五条第一項に定める保護者のその保護する子に対する普通教育を受けさせる義務を踏まえ、学校教育法第十七条の規定は、保護者に対し、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を小学校等に就学させる義務を負わせるとともに、子が小学校等の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を中学校等に就学させる義務を負わせているものである。

・「欠格事由」の例

○衆議院議員浅野貴博君提出虚偽の検査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問に対する答弁書（平成24年7月6日）

十四から十七までについて

「弁護士資格」については、一般的には、弁護士となる資格という意味で用いられていると承知しております、弁護士となる資格は、司法修習生の修習を終えた者等、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四条、第五条及び第六条に規定する者が、同法第七条に規定する欠格事由のいずれにも該当しない場合に有するものとされている。御指摘の検事については、平成十年四月に司法修習を終えており、当該欠格事由のいずれにも該当しない場合には、弁護士となる資格を有することとなる。

また、同法第八条は、弁護士となる資格を有する者が弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない旨規定しているところ、御指摘の検事が当該弁護士名簿に登録されているか否かは承知していない。

・「日本国籍を有する者」の例

○衆議院議員逢坂誠二君提出就籍ならざる無戸籍者に関する質問に対する答弁書（平成29年2月21日）

四について

二についてでお答えしたとおり、日本国民であるか否かについては、戸籍の記載の有無にかかわらず、国籍法の定める要件を充足しているか否かにより決せられるものである。

また、日本国籍を有する者が、日本に居住、滞在できることは当然である。

一方、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）は、本邦に在留する外国人の在留について規定しているところ、入管法第二条第二号の規定により、「外国人」は「日本の国籍を有しない者」と定義されている。

・「いない限り」の例

○参議院議員白眞勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対する答弁書（平成18年11月7日）

一の2について

お尋ねは、仮定の問題であり、また、具体的な事情が明らかでないため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、御指摘のような方法で御指摘の物品を北朝鮮に輸出することは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）その他の法令により規制されていない限り、可能である。

・「することは可能である」の例

○衆議院議員落合貴之君提出空家等対策と支援措置に関する質問に対する答弁書（平成29年6月20日）

一及び三について

信託法（平成十八年法律第百八号）上は、空家等の所有者等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等に当該空家等の信託をすることは可能である。

衆議院議員奥野総一郎君提出東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問に対する答弁

書

一及び二について

令和二年二月七日以前において、お尋ねの「例」については把握していない。

三から六までについて

黒川弘務検事長の勤務期間の延長は、検察庁における業務遂行上の必要性に基づくものであるところ、検察官も一般職の国家公務員であるから、一般職の国家公務員に適用される国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の三第一項の規定により、任命権者である内閣において閣議決定して行つたものである。

七について

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条第一項に定める資格を有し、かつ、国家公務員法第三十八条及び検察庁法第二十条に定める欠格事由に該当しない日本国籍を有する者については、年齢が六十五年に達していない限り、検事総長に任命することは可能である。

決裁・供覧

件名	衆議院議員奥野総一郎君提出東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問に対する答弁書について			文書番号	
同い文	標記答弁書について意見がないこととしたので、決裁を願います。				
起案	起案日	令和2年2月14日	受付日		
	部署	内閣法制局 第二部	決裁	決裁処理期限日	
			裁	決裁日	令和2年2月14日
	起案者	池田 佳高	施	施行処理期限日	
				施行日	
	連絡先		行	施行先	
				施行者	
	分類名	大分類	名称(小分類)	取扱上の注意	
		中分類		その他 (質問主意書関係) (令和元年度)	
	取扱区分	秘密区分	指定事由	機密性格付け	2
秘密期間終了日		取扱制限			
		保存		行政文書保存期間 1年未満	
				保存期間満了時期 令和3年3月31日	
決裁・供覧欄	第二部 木村 陽一 (部長) 【済】				
	第二部 くのぎ 清隆 (参事官) 【済】				
備考欄	・ 201衆36 ・ 2月18日 (火) 閣議決定予定				